

日本における戦時期農地・農地政策関係資料(2)

坂根嘉弘

目次

一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料

(1) 日中戦争期の土地改良政策 …以上、第1回

(2) 太平洋戦争期の食糧増産対策

ここでは、主に1941年度の農地開発営団設立から1945年度までの土地改良政策と耕地動向について扱う。

1) 主要食糧等自給強化十年計画の策定

1939年の西日本、朝鮮における大旱魃、1940年の東北・北海道の雪害、四国・九州の水害、台湾の不作などの災害や耕地潰廃面積の増加などにより(1)、食糧自給態勢が不安視される事態が続いた。このような状況の中で、1940年12月に設置された農林省食糧増産中央本部では、1941年を初年度とした主要食糧等自給強化十年計画を策定した。表1-1がその十年計画の一覧表である。この計画では、(ア)開墾事業として、①開田20万

町、②開畑30万町(1941年度から1945年度の5年間に着手し1950年度に完成の計画)が、(イ)土地改良事業として、①水利改良事業 大規模用排水改良15万町、用排水幹線改良39万町、農用公共施設50万町、合計104万町、②農地改良事業 暗渠排水35万町、床締・客土8万町、地下水源開発5万町、耕地整理20万町、合計172万町(耕地整理は1942年度から1945年度の4年間に着手、それ以外は1941年度から1945年度に着手し、ともに1951年度までに完成の計画)が計画されていた。増産見込が現収穫量の2割という大増産計画であった(2)。

事業量を予算面からみておくと、耕地拡張については、1941年度予算で、1箇所50町未満のもの開田1万2千町、開畑1万8千町に着手、1942年度予算で、開田1万2千町、開畑1万2千町に着

表1-1 主要食糧等自給強化十年計画

単位：町、戸、千円

		面積・戸数	事業費	補助金
農地造成	開田	100,000	232,000	92,800
	開畑	150,000	108,000	43,200
	移住家屋(戸)	10,500	21,000	3,150
	計	250,000町 10,500戸	361,000	139,150
	農地改良	用排水幹線改良 旱害地方用水改良 農用公共施設 旱害地方農用公共 暗渠排水 床締客土 地下水源開発 耕地整理 計	350,000 40,000 420,000 80,000 350,000 80,000 50,000 200,000 1,570,000	92,750 10,600 92,400 17,600 110,600 28,368 25,000 70,000 447,318
農地開発営団	開田	100,000	252,000	151,200
	開畑	150,000	112,500	67,500
	移住家屋(戸)	50,000	100,000	15,000
	大規模用排水改良	150,000	86,462	51,877
	計	400,000町 50,000戸	550,962	285,577
合計		2,220,000町 60,500戸	1,359,280	618,543

出典：溝口三郎『開拓論』雄鶏社、1948年、106頁、『農林行政史』第1巻、798頁。

注：『農林行政史』第1巻には、若干誤記がある。

表1-2-1 主要食糧等自給強化十年計画実績 (イ) 開墾事業量

単位：町

種別	田畑	年度別				
		昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
自給強化	田	4,000	9,600	8,000	4,380	351
	畑	6,000	8,864	13,500	5,000	432
潰地補充	田	1,958	3,460	3,700	4,595	5,638
	畑	1,043	3,434	3,600	3,765	3,522
自作農開墾	田	323	162	333	1,032	
	畑	2,211	2,171	1,117	1,405	
臨時施設	田	3,130				
	畑	173				
営農開墾 地方事業	田	448	563	957	519	
	畑	104	174	325	144	
小計	田	9,859	13,785	12,990	10,526	5,989
	畑	9,531	14,648	18,542	10,314	3,954
計		19,390	28,433	31,532	20,840	9,943
営団開墾 地区数215	田	983	740	781	487	997
	畑	3,729	2,870	2,464	1,117	896
計		4,712	3,610	3,245	1,604	1,893

出典：『農林行政史』第1巻、799頁。

表1-2-2 主要食糧等自給強化十年計画実績 (ロ) 土地改良事業量

単位：町

種別	年度別				
	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
用排水	54,563	71,914	101,306	90,370	79,605
用排水幹線改良	51,104	62,271	89,476	71,867	56,106
早害地方用水改良	3,459	9,643	11,830	18,503	23,499
農用公共	46,290	93,183	74,455	27,082	
農用公共	7,405	39,124	38,730	27,082	
早害地方農用公共	33,130	54,059	35,725		
臨時施設	2,755				
耕地整理		6,571	18,000	13,196	13,429
暗渠排水	47,776	78,415	8,041		
床締	2,152	4,509	101		
客土	10,422	13,023	3,173		
地下水源開発	1,416	2,943	141		
計	162,619	270,558	205,217	130,648	93,034

		昭和16年度通知分	昭和17年度通知分	昭和18年度通知分	昭和19年度通知分	昭和20年度通知分
営団水利	地区数 受益面積 20年度迄 成功率	3 33,126 51%	4 15,000 38%	4 12,864 10%	4 28,000 15%	4 30,980

出典：『農林行政史』第1巻、799頁。

手、1943年度予算で、開田2,670町、開畑4,500町に着手し、以上すべて3ヵ年で完了予定となっていた。耕地改良については、1941年度予算で総事業量142,200町に着手、1942年度265,325町に着手、1943年187,325町に着手の計画であった(3)。それに対する実績は表1-2-1・表1-2-2であった。農地造成事業は、計画の4割から5割の実績であったが、農地開発営団の開墾実績は計画を大きく下回った。土地改良事業では、用排水事業の実施率は高かったが、その他の事業は計画を下回っていた。その背後には、土地改良政策をめぐる政策転換があった(後述)。

(1) 坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政

策関係資料(1)』『広島大学経済論叢』25-3、2002年を参照。

(2) 以上、『農林行政史』第1巻、1958年、794頁、797-8頁。溝口三郎『開拓論』雄鶏社、1948年、105頁。農業土木学会『農業土木史』1979年、257-260頁。岸良一「昭和16年度耕地事業予算に就て」『耕地』15-5、1941年。なお、石井英之助「昭和18年度耕地事業予算の概況」『耕地』17-4、1943年によれば、18年度より、営団事業も営団事業でなくとも、一戸当たり移住家屋の補助は500円になっている。

(3) 岸前掲「昭和16年度耕地事業予算に就て」、石井英之助「昭和17年度耕地事業予算に就て」『耕地』16-4、1942年、石井前掲「昭和18年度耕地事業予算の概況」。

2) 農地開発法と農地開発営団の設立

主要食糧等自給強化十年計画とともに、農地開発営団という特殊法人が新設された。短期間で成立した農地開発法(1941.5.1-50.12)は、農地造成改良助成施設と農地開発営団(1941年5月設立)に関する規定とを内容としていた。農地開発法の目的は、「本法ハ食糧自給ノ強化ヲ図ル為農地ノ造成及改良ヲ促進スルヲ以テ目的トス」(第1条)である。加えて、農地開発営団の事業には、採算を度外視した国家的見地からの「国土の合理的開発」(1)が強調され、造成農地は自作農創設事業に施用されることとされた(2)。

農地開発営団は、資本金3000万円(半額政府出資)で設立され、理事長・副理事長各1人、理事5人以上、監事3人以上がおかれ、すべて主務大臣が任命した(第6条、第9条、第18条、第20条)。事業は、「一 農地ノ造成及改良ニ関スル事業、二 前号ノ事業ニ付帯スル事業、三 其ノ他農地開発営団ノ目的達成上必要ナル事業」とし(第23条)、事業の方法として、①主務大臣が事業の区域及計画を定め農地開発営団に通知すること(第45条)、②農地開発営団は事業施行区域及実施計画を定め主務大臣の認可を受けること(第46条)、③事業用地については土地収用法により収益または使用しえること(第50条)、④事業費用を一部補助すること(第52条)、⑤造成農地を原則として自作農創設維持事業者たる道府県、市町村、産業組合などに譲渡すること(第58条)、としていた。特典としては、払込資本金額の5倍の農地開発債権発行(第24条)、債権の元利支払保証(第28条)、法人税営業税・地方税などの免除(第42条、第43条など)、土地収用法の適用(第50条)、などがあつた。要するに、農地開発営団をして、大規模農地造成改良事業を計画的に実施せしめ、国家の強い監督下におく代わりに、事業実施上の様々な特典を与えるというもので、その際、農地開発事業遂行と

ともに自創事業をも同時に促進せしめるというものであつた。従来の法令との関係では、開墾助成法(1919年6月)、農業水利改良事業補助規則(1940年5月)、旱害防止農業水利改良事業補助規則(1940年8月)、旱害応急施設耕地事業助成規則(1939年12月)は廃止された(1941年度に限り農地造成に関する助成は開墾助成法による)。従来のバラバラな法令を一本化することが意図されていた。但し、自作農創設維持補助助成規則及び重要農林水産物増産助成規則による農地の造成改良に関する助成は従来どおりであり、また耕地整理法も存続したので農地開発営団事業との関係を具体的に規定した農地開発事業令も出された(3)。設立時の役員は、表2-1のとおりである。

農地開発営団の事業実績は、農地造成事業で247地区、田1,399町、畑9,387町、農地改良事業で24地区、受益面積158,771町であった(4)。農地造成事業は必ずしも計画どおりではないが、これには資材不足や労働力不足に加え、食糧増産政策の政策転換が影響していると思われる(5)。営団の大規模用排水事業については表2-2のとおりであった。

表2-3-1から表2-3-3が、農地開発営団の1941年度から1943年度までの事業報告のうち、貸借対照表、財産目録、損益計算書である。

なお、農地開発営団は創立当初幾つかの冊子を発行している。農地開発営団編(村上龍太郎述)『農地開発営団の使命と其の運営』1941年、農地開発営団編(村上龍太郎述)『農地開発の企画とその実行』1941年、農地開発営団編(村上龍太郎述)『農地の開発と農地関係者の務』1941年、農地開発営団編(村上龍太郎述)『農地の開発と吾等の心構』1941年、農地開発営団編(村上龍太郎述)『大東亜戦争と農地開発』発行年不詳、農地開発営団編『農地の開発と畑作』1941年、農地開発営団編『農地開発読本 その一』1941年などである。

表2-1 農地開発営団役員氏名(設立時)

	氏名	備考
理事長	村上龍太郎	馬政局長官、日本競馬会副理事長
副理事長	居信平	台湾製糖理事
理事	小山知一	地方長官
理事	小倉富鈞	産業組合中央会理事
理事	山田平五郎	農林技師
理事	齋藤美代司	地方耕地課長
理事	宮澤源吉	勸業銀行理事
監事	川原信次	農林省耕地課長
監事	内藤友明	農林大臣秘書官
監事	東浦庄治	帝国農会幹事長

出典：『特高月報』1941年7月分。

表2-2 農地開発営団による大規模用排水地区調 (1947年3月現在)

着手年次	県	地区名	受益面積(町)	区分	主要工事	事業費(円)	工期
1941年	新潟	阿賀野川	16,330	排水	排水路改修、排水機新設	17,700,000	1941-48
		富山 常願寺川	11,396	用水	取入堰堤新設、用水路改修	14,845,000	1941-49
		静岡 天竜川	5,400	用排水	用水路改修	8,610,000	1941-48
1942年	愛知	明治用水	3,000	用水	用水路改修	2,500,000	1942-48
		木曾川	3,895	用排水	用水路新設改修	5,700,000	1942-48
		熊本 遙拝堰	3,000	用水	頭首工新設、用水路新設改修	3,549,300	1942-48
		千葉 両総用水	21,000	用排水	揚水機新設、用水路改修	107,800,000	1942-50
1943年	青森	西津軽	3,360	用水	頭首工新設、溜池増設、用水路改修	13,890,000	1943-50
		長野 梓川	5,102	用水	取入樋門新設、用水路新設改修	11,900,000	1943-50
1944年	岩手	山王海	2,775	用水	溜池新設、用水路新設	13,926,000	1944-49
		秋田 雄物川	9,475	用水	溜池新設、用水路改修	19,041,000	1944-50
		宮城 旧迫川	5,060	用排水	用排水路改修	2,750,000	1945-50
		石川 手取川	12,450	用水	取入堰堤新設、用水路新設	2,588,400	1944-50
		群馬 大正用水	2,610	用水	用水路新設、溜池新設増加	22,000,000	1944-50
1945年	愛知	尾張西部	11,090	排水	排水機新設、排水路改修	9,375,000	1945-50
		新潟 新川沿岸	12,010	排水	排水路改修、排水機新設	7,800,000	1945-50
		新潟 新江用水	2,470	用水	取入樋門新設、用水路改修	4,125,000	1945-50
		大分 駅館川	2,275	用水	溜池新設、水路新設	8,130,000	1945-50
18地区			132,698		用水11、用排水4、排水3	276,229,700	

出典：農業土木学会編『農業土木史』1979年、240頁、260頁。原資料は農林省開拓局「開拓に関する統計資料」1947年、21頁。

- (1) 「開拓論」221頁。
- (2) 以上、溝口「開拓論」221頁、『農林行政史』第1巻、795-6頁、『農業土木史』257-260頁、岸良一「昭和16年度耕地事業予算に就て」『耕地』15-5、1941年、5-6頁、農地開発営団「農地開発法関係法令並ニ通牒」1941年。なお、農地開発法の趣旨に基づく高原開発適地調査として、高原開発協会「高原開発適地調査報告書」1941年がある。この調査は、こののち、開拓開墾の基礎調査となっていく（農政局「高原開発に就て」『農林時報』1941年9月1日、『農林行政史』第4巻、759-771頁、溝口「開拓論」の「開拓適地論」、農林省開拓局計画部開拓経済課「開拓政策の課題」1948年など参照）。
- (3) 前掲「農地開発法関係法令並ニ通牒」、農政局「農地開発法」『農林時報』1941年3月15日、農政局「農地開発法の実施に就て」『農林時報』1941年5月15日、農政局「農地開発事業令の実施について」『農林時報』1941年10月1日、『農地開発法』『不動産時報』1941年5月、仲原善一「農地開発法の概要」『農業及園芸』16-7、1941年、「農地開発営団設立」『特高月報』1941年7月分、土地改良制度資料編纂委員会「土地改良制度資料集成」第1巻、1980年、全国土地改良事業団体連合会、37頁。関連資料は農地開発営団「農地開発読本 その一」1941年、前掲「土地改良制度資料集成」第1巻(293-320頁)に掲載されている。
- (4) 溝口「開拓論」222頁。農地造成については、『農林行政史』第6巻(575頁)、『農業土木史』(261頁)で1945年12月末までに累計14538町としている。『農林行政史』第1巻(799頁)の実績表でも15064町となり、溝口

氏の数値は3分の2程度の低い数値である。農地開発営団の開鎖は1947年9月2日の司令部よりの命令による（『農林行政史』第6巻574頁）。

- (5) この他、土地取用法の適用が煩わしく時間を浪費し、結局対地主協議によらざるを得なかったこと、自作農創設の際に自作農との協議が円満に進まず再び雑草が繁茂して譲渡に支障をきたしたことなどが指摘されている（『農業土木史』261頁）。内務省警保局は、地元農民との様々な確執による農民の不平不満、事業実施の中止・変更方の陳情、営団の計画は机上の空論としての反感など、治安上相当注目を要するものが散見される（北海道、栃木、兵庫、新潟）をあげている（『農地開発営団の概況』『特高月報』1942年9月分、『社会運動ノ状況』1942年）。

3) 第2次、第3次食糧増産対策の展開

ア) 食糧増産政策の転換

食糧増産政策は、米穀需給見通しの難しさや資材・労働力不足の中で、より即効性のある小規模な簡易農地改良事業を強力に推進するため、大きく見直されることになった。実施中の主要食糧等自給強化十年計画は、第2次食糧増産対策にその席を譲った(1)。第2次食糧増産対策では、暗渠排水、客土、床締、小用排水など即効性のある小規模な改良事業が中心となった。長期計画的に施行中の従来の事業との関係について、第2次対策要綱は「農地開発事業ノ実施ニ付テハ既定計画ニ検討ヲ加ヘ急速ニ効果ヲ期シ得ルモノノ外ハ一時之ヲ中止スルヲ原則トシ農地開発営団ノ事業ニモ適

当ナル調整ヲ加ヘ其ノ余力ヲ土地改良等ニ活用スルコト」(2)としており、この趣旨に基づき農地開発営団でも「各地区ニ付慎重吟味ヲ加ヘ急速ニ効果ヲ期シ得ルモノ外ハ一時之ヲ中止シ一面同要綱ニ基ク土地改良事業ヲ新ニ実施」(3)することとなったのである。土地改良事業の方向は、「急速ニ効果ヲ期シ得ル」土地改良事業に急転換したのである。さらには、1944年2月25日の閣議決定(3月3日発表の決戦非常措置要綱)に基づき、翌年の作付に効果なき開墾、農業水利改良工事等は停止することとなったのである(4)。主要食糧等自給強化十年計画による事業も一時中止となった(5)。

- (1) 農村議員同盟「戦力増強と農村問題—第八十一議会報告—」(1943年、94-5頁)は、主要食糧等自給強化十年計画は「破綻」したとし、その理由として、計画の基準年を平作年とせず生産高が高かった1939年産米を基準としたこと、「資材労力の不足と、輸送の逼迫」をあげている。
- (2) 「第二次食糧増産対策要綱」【耕地】17-10、1943年。
- (3) 農地開発営団「昭和18年度事業報告」2頁。
- (4) 溝口「開拓論」99頁。
- (5) 『農林行政史』第1巻、800頁。3月3日の決戦非常措置要綱に伴う工作物築造統制規則によって、急速に効果が発揮できない地区や物動計画から見て鉄鋼、セメント、木材などの主要資材を多量に要し、早急に完成困難とみられる地区は工事中止の措置が取られた。用排水幹線48地区、開墾2地区であった(『農業土木史』263頁)。

イ) 第1次食糧増産応急対策

1943年6月4日には閣議決定による第一次増産応急対策が出された(1)。この対策は、応急的な色彩が強いもので、たとえば、食糧作物の増産対策にしても不急不要作物の食糧作物への転作による増産対策をとってはならず、単に「果樹園、桑園、瓜類、其の他の作付地に付地方の実情に応じ大豆の周作又は間作を行ひ又輪作方法の改善に依り蕎麦等の作付に努むること」(2)とされるにとどまっていた。「すなはち休閒地利用を中軸とする第一次増産対策は要するに本年播種期以来、秋の収穫期に至るまでの応急増産を狙ったものであった(3)。これでは、深刻な事態は乗り切れなかつた。

た。

- (1) 「休閒地活用を徹底 淡水魚・介藻類も増産」【朝日新聞】1943年6月5日。その要綱は、農政局「食糧増産応急対策」【農林時報】1943年6月15日、溝口「開拓論」(107-111頁)に掲載されている。第1次食糧増産応急対策のうち、「郷土食運動に関する措置」については、帝国大学教授を中心に調査が進められ、報告書が刊行されている。「郷土食を吟味して 決戦理想食を普及 調査に五帝大の主任教授出陣」【朝日新聞】1943年10月23日、中央食糧協会編著「本邦郷土食の研究」東洋書館、1944年、中央食糧協会編「郷土食慣行調査報告書」1944年。また、関連書も刊行されている。桂又三郎「吉備郷土食」合同新聞社出版部、1944年、全国学農連盟編「郷土食と調理法」学習社、1944年。
- (2) 溝口「開拓論」108頁。
- (3) 「土地改良と地主の使命 今こそ協力の好機」【朝日新聞】1943年10月30日。

ウ) 第2次・第3次食糧増産対策

食糧増産対策として暗渠排水、床締、客土、小用排水など小規模で簡易な農地改良事業を重視する傾向は、1939年度～41年度着手の臨時米穀増産施設耕地事業や主要農産物増産耕地事業にもみうけられたが、食糧増産政策がより一層重要性を増してきた太平洋戦争期になると、その増産効果の速効性と安上がりな資材のゆえに、ますます小規模な簡易改良事業が増産計画の中心に位置付けられるようになってきた(1)。その動きは、第2次・第3次食糧増産対策でピークに達した。

政府は、1943年8月17日、第2次食糧増産対策要綱を閣議決定した(2)。内容は、「一 土地改良事業ノ急速拡充」「二 裏作ノ改良拡張」「三 土地利用ノ強化」「四 諸類ノ画期的増産」「五 優良種苗ノ確保普及」「六 農業労働員ノ強化」「七 農業技術指導態勢ノ刷新充実」であった。この要綱は、裏作から土地利用、農業労働員など多岐にわたっているが、その主眼は、何といたっても「一 土地改良事業ノ急速拡充」にあった。第2次対策は、いわば「土地改良を主幹とする戦時食糧緊急対策」(3)であったのである。後述のように、この要綱による農地改良事業の実施目標は94万町にのぼっており、全国田総面積318万町の実に30%に相当する大規模なものである。ゆえに、従来の農地改良事業の5、6年分を一挙に施行する

表3-1-1 第2次食糧増産対策土地改良

(一) 事業量

	実施目標(町)	事業費(円)	補助金(円)
暗渠排水	229,576	114,328,848	74,313,751
客土	89,000	68,530,000	44,544,500
小用排水	615,309	211,050,987	137,183,141
一冬作業	246,058	84,397,894	54,858,631
二冬作業	325,251	111,561,093	72,514,710
農地開発営団 (二冬作業)	44,000	15,092,000	9,809,800
開田	4,725	21,735,000	10,867,500
農道	660,000間	4,752,000	2,376,000
計	938,610町	420,396,835	269,284,892

備考：地方事務費、北海道を除く。

出典：溝口三郎『開拓論』雄鶏社、112-3頁、「第2次食糧増産土地改良及造成事業概要」『耕地』17-11、1943年、21頁、『農林行政史』第1巻、803頁。

表3-1-2 第2次食糧増産対策土地改良

(二) 増産目標

(a) 米

	19年6月	同左	20年3月	同左	計		備考 (反当 石)
	竣功面積(町)	増産量(石)	竣功面積(町)	増産量(石)	面積(町)	石数(石)	
暗渠排水	229,576	780,558			229,576	780,558	0.34
客土	89,000	302,600			89,000	302,600	0.34
小用排水	315,021	630,042	185,500	371,000	500,521	1,001,042	0.20
開田	4,725	94,500			4,725	94,500	2.00
計	638,322	1,807,700	185,500	371,000	823,822	2,178,700	

備考：小用排水実施量615,309町のうち、114,788町は暗渠排水にともなう小用排水なるをもって、増産量を見込まず。

(b) 麦

	19年6月	同左	20年3月	同左	計		備考 (反当 石)
	竣功面積(町)	増産量(石)	竣功面積(町)	増産量(石)	面積(町)	石数(石)	
暗渠排水	68,873	688,730			68,873	688,730	1.00
客土	26,700	267,000			26,700	267,000	1.00
小用排水	15,751	157,510	9,275	92,750	25,026	250,260	1.00
開田	1,181	11,810			1,181	11,810	1.00
計	112,505	1,125,050	9,275	92,750	121,780	1,217,800	

備考：麦作面積は施行面積の14.8%に相当す。

出典：溝口三郎『開拓論』雄鶏社、113-114頁、『農林行政史』第1巻、804頁。

に等しいと言われた(4)。

第2次食糧増産対策の事業量は、表3-1-1と表3-1-2に示されている。事業量、増産見込みともに膨大なものであった(5)。表3-2が府県別事業別に事業量を示したものである。府県別には比較的ばらついている。土地改良事業量全体の田面積に対する割合をみると、群馬、沖縄、大阪、広島、鳥取、静岡、山梨、岡山、山口、香川、岩手が特に積極的であり、逆に、新潟、和歌山、京都、熊本は1割程度と低くなっている。また、原則として地方農業団体(市町村農会)を事業主体とし(6)、小用排水のうち受益面積が百町以上の事業を農地開発営団が担当した。地方農業団体を事業主体としたことは、「村ぐるみ」事業とすることによって、一部地主の反対などを抑制することができたと思われる。農業集落の自治的機能のもつある種の強制力は、戦争目的という国家レベル

での公的性格が付加されることによって、より強化され、農地改良事業の円滑な遂行を担保したであろう。また、農地開発営団が受益面積百町以上の事業を担当したのは、もともと営団は、受益面積3千町以上の大規模な改良事業を施行していたのであるが、本計画発足に伴い「適当ナル調整ヲ加へ」られ、変更されたためである。その結果、農地開発営団は172地区、4万4千町の小用排水を担当することとなった(7)。

1944年9月13日には第3次食糧増産対策(第3次食糧増産対策土地改良事業補助要項)が出された(8)。第3次食糧増産対策の事業量は、第2次よりやや小規模となったが、それでも大規模なものであった。第3次には、補助率60%の耕地整理事業及び補助率50%の開畑事業が加えられた。表3-3に事業計画を掲載した。

表3-4が、第2次から第5次までの食糧増産

表3-3 第3次食糧増産対策土地改良事業

(1) 事業量及補助金

種別	面積(町)	反当単価(円)	事業費(円)	補助率	補助金(円)
暗渠排水	105,774	55.00	58,175,700	0.65	37,814,205
客土	147,816	77.00	113,818,320	0.65	73,981,908
小用排水	477,085	34.30	163,640,155	0.65	106,366,101
耕地整理	22,572	54.50	12,301,740	0.60	7,381,044
開田	5,098	460.00	23,450,800	0.50	11,725,400
開畑	9,975	119.00	11,870,250	0.50	5,935,125
農道(間)	1,800,000	7.20	12,960,000	0.50	6,480,000
計	768,320		396,216,965		249,683,783

備考：小用排水の中に、暗渠排水と重複するもの41,202町歩、耕地整理と重複するもの9,856町歩あり。

(2) 増産見込量(石)

	1945年	1946年
米	1,171,509	
麦		1,131,599

出典：農業土木学会編『農業土木史』1979年、266頁。原資料は不明。

注：面積の計には農道を含まない。

表3-4 食糧増産農地改良事業の実績(第2次-第5次)

単位：町、間、石

		1943年	1944年	1945年	1946年	1947年(三四半期)	計
暗渠排水	第2次	59,794	170,182				229,976
	第3次		56,337	46,094			102,431
	第4次			18,575	21,201		39,776
	第5次				10,703	12,474	23,177
	計	59,794	226,519	64,669	31,904	12,474	395,360
客土	第2次	24,710	63,541				88,251
	第3次		75,093	59,002			134,095
	第4次			119,719	99,305		219,024
	第5次				71,500	57,848	129,348
	計	24,710	138,634	178,721	170,805	57,848	570,718
小用排水	第2次	214,912	436,336				651,248
	第3次		246,304	266,829			513,133
	第4次			288,229	248,363		536,592
	第5次				142,052	209,096	351,148
	計	214,912	682,640	555,058	390,415	209,096	2,052,121
機械揚水	第2次				70,000		70,000
	第3次				34,749		61,488
	第4次				104,749	26,739	131,488
	第5次					26,739	
	計				209,498	53,478	262,976
耕地整理	第2次						
	第3次		11,091	11,091			22,182
	第4次			9,473	11,781		21,254
	第5次					8,575	8,575
	計		11,091	20,564	11,781	8,575	52,011
農道(間)	第2次	201,102	469,238				670,340
	第3次		998,250	816,750			1,815,000
	第4次			984,540	815,460		1,800,000
	第5次				963,058	1,081,418	2,044,476
	計	201,102	1,467,488	1,801,290	1,778,518	1,081,418	6,329,816
合計	第2次	299,416	670,059				969,475
	第3次		388,825	383,016			771,841
	第4次			435,996	450,650		886,646
	第5次				259,004	314,732	573,736
	計	299,416	1,058,884	819,012	709,654	314,732	3,201,697
		1944年	1945年	1946年	1947年	1948年(三四半期)	計
増収量(石)	第2次	2,000,340	1,448,522				3,448,862
	第3次		1,349,742	1,296,810			2,646,552
	第4次			632,132	1,076,333		1,708,465
	第5次				332,309	503,961	836,270
	計	2,000,340	2,798,264	1,928,942	1,408,642	503,961	8,640,149

出典：溝口三郎『開拓論』雄鷲社、1948年、119-123頁

注：合計には、農道を含まない。

表3-5 土地改良月別進捗状況(第2次-第5次)

		12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	目標達成予定期日	備考
第2次		15	27	43	76	92	104					6月末	
		13	21	30	51	73	88	94	100			6月末	
第4次	機械揚水					38	54	58	70	78	82	6月末	遅延の理由、器械の入手遅延に依る
	その他	10	17	29	52	69	86	95	98	99	99	6月末	農機排水事業に関連せる用排水事業の遅延に基因する
第5次		19	29	41	60	77	87	91	92	95	106	1948年3月末	

出典：溝口三郎『開拓論』雄鷲社、1948年、123頁。

農地改良事業の実績表である。第2次・第3次とも、どの事業でもほぼ実施目標を達成するか、それを上回っていた。特に、小用排水は予定事業量を超えた実績をおさめているのである(9)。表3-5が月別進捗状況表である。特に、第2次は、予定では6月末に目標達成予定であったのが、すでに5月末で予定事業量をやや超えて完了している。第2次・第3次ともに、極めて速やかな実施であるといってよい。それを裏付けたのが、膨大な農林土木事業関係予算(10)と学徒動員等の勤労奉仕であった。学徒等による勤労奉仕は、新聞・雑誌などでも戦時下の善行、美談として盛んに宣伝された(11)。

なお、『耕地』には、1940年度～42年度の「各府県耕地事業関係予算調」(帝国耕地協会)が掲載されている。表3-6-1～3である。各府県耕地事業関係科目別歳出予算を事業別に分類したものである。国家予算ほど明確ではないが、暗渠排水床締客土や農用公共施設など小規模農地改良は増加傾向にあるが、用排水幹線改良も少しずつ増加している。

食糧増産事業による土地改良事業の展開は、当然ながら地主小作関係に大きな影響を及ぼす。農商省農政局農政課は道府県からの報告をもとに、1944年8月に『時局政策ノ小作料ニ及ボシタル影響』をまとめているが、そのなかに「七 第二次食糧増産計画ニ基ク土地改良ノ及ボスベキ影響」という項目がある。それを道府県別にまとめたのが表3-7である(12)。

- (1) 『農業土木史』261頁。
- (2) 第2次食糧増産対策要綱は、「第二次食糧緊急増産閣議で対策要綱決定」「第二次食糧増産対策要綱決る」『朝日新聞』1943年8月18日、農政局耕地課「土地改良事業の拡充と食糧の増産」『農林時報』1943年9月15日、『農林行政史』第1巻、801-3頁、溝口『開拓論』115-9頁、『耕地』17-10、1943年、前掲『土地改良制度資料集成』第1巻、320-2頁に掲載されている。引用は、『耕地』掲載の要綱による。
- (3) 溝口『開拓論』111頁。
- (4) 溝口『開拓論』114頁、『農林行政史』803頁。
- (5) 溝口『開拓論』114頁、『農林行政史』803頁。なお、「工事の計画説明」によると、暗渠排水事業は本計画の根幹をなすもので、資材不足や短時間での完遂から完全暗渠は難しく基本的に簡易暗渠とするが、幹線の一部と水閘のみに陶管又はモルタル管を使用する。小用排水は従来の農用公共施設と同義であり、工種として

は溜池、河川用水取入設備、用排水路並水路並水路構造物としての橋梁、暗渠、樋管、樋門等公共施設の新設、改修である(農政局耕地課「土地改良事業の拡充と食糧の増産」『農林時報』1943年9月15日)。

- (6) 『帝国農会史稿』1183頁。
 - (7) 溝口『開拓論』115頁、『農林行政史』804-5頁。引用は、第2次食糧増産対策要綱。
 - (8) 1944年9月13日附19農政第10477号をもって、農商次官から各地方庁に通牒された(宮崎県土地改良史編さん委員会『宮崎県土地改良史』宮崎県農政水産部耕地課、1978年、206頁)。なお、第3次対策も地方長官からの事業量の報告をもとに行われた(たとえば、「第三次食糧増産対策土地改良及開田畑事業実施目標ノ件」『三重県公報』第4935号、1944年5月10日)。
 - (9) 但し、小用排水には、計画段階で、第2次・第3次とも、暗渠排水あるいは耕地整理との重複分が見込まれていた。なお、表3-1-2並びに表3-3の備考によると、第2次で11万町余り、第3次で5万町余りである。実績におけるこの重複分は把握できないし、実績の数値にどのように算入されているのかも不明である。ちなみに、『朝日新聞』には、「戦ふ農村の実相③土地改良に激闘」(1944年2月24日)、「春耕 増産準備は出来た 土地改良で一町町歩 監察班を設け節米報国」(1944年3月22日)、「土地改良の成果 本社通信網の調査 旱害も克服、増収へ 成否決する村長の熱意」(1944年10月4日)などに、第2次事業の成果が報告されている。それによると、「殊に効果の顕著なのは北海道、東北地方で、計画量以上の増収確実といふところが多い」、「関東地方から静岡、愛知、三重その他近畿、中国地方ではおしなべて早魃のため効果がそれ程はつきりとは出ておないが、相当減収を喰ひとめた点は一様に認めてをり」(1944年10月4日)としている。
 - (10) 坂根前掲論文、表3-1を参照。
 - (11) 『中国新聞』『秋田魁新報』といった地方紙には、1943年～44年にかけて盛んに土地改良関係の記事が掲載されている。なお、北海道援農については、高嶋弘志「戦時中の全国農業学校生徒による北海道援農について」『釧路公立大学地域研究』8、2000年がある。
 - (12) 農商省農政局農政課『時局政策ノ小作料ニ及ボシタル影響』(1944年8月)は、茨城県他9都県については、『農地制度資料集成』補巻2(御茶の水書房、1973年)に復刻されている。
- [付記]本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)「日本における戦時体制期・戦後改革期の農地政策に関する実証的研究」(研究代表者坂根嘉弘)による研究成果の一部である。

表2-3-1 1941年度事業報告(1941年5月15日~1942年3月31日)

(ア) 貸借対照表 昭和17年3月31日現在

貸方(負債之部)		借方(資産之部)	
資本金	30,000,000.00	未払込資本金	22,500,000.00
昭和16年度政府補助金	3,593,634.58	事務所用土地	26,339.71
仮受金	218.21	事務所用建物	30,456.00
債券募集金	182,850.00	工事用機械	177,228.67
未払金	9,294,535.14	備用品	250,680.55
当期純益金	278,317.03	素地	567,221.93
		造成事業費	4,596,446.81
		改良事業費	429,154.88
		開拓者建物建設費	126,273.53
		営農仮勘定地	1,919.18
		造成地	4,295,429.75
		開拓者建物	110,983.95
		貯蔵物品	70,683.18
		仮払金	167,814.72
		預金	9,982,904.32
		現金	16,017.78
合計	43,349,554.96	合計	43,349,554.96

(イ) 財産目録 昭和17年3月31日現在

科目	摘要	金額
未払込資本金	30万口 1口ニ付未払込金75円、政府 15万口 金1125万円、日本勸業銀行 10万口 金750万円、産業組合中央金庫 5万口 金375万円	22,500,000.00
土地	札幌事務所長宿舍及新潟事務所用地662坪8合6勺	26,339.71
建物	札幌事務所長宿舍及合宿所218坪4勺	30,456.00
機械	工場用、運搬及操重機械トラクター其他17種類	177,228.67
備用品	蒲団、毛布其他18種類	250,680.55
素地	事業用買収地 688町6反3畝29歩	567,221.93
造成事業費	譲渡未完備ノ田 573町6反、畑2297町ニ対スル事業費	4,596,446.81
改良事業費	天竜川外2箇所ノ農業水利改良未完成事業費	429,154.88
開拓者建物建設費	新潟外4事務所管内48棟未完成事業費	126,273.53
営農仮勘定地	東京外2事務所管内 種子代、植付費外	1,919.18
造成地	譲渡完備ノ田436町4反、畑1918町 其他174町4反ノ譲渡並事業費徴収額	4,295,429.75
開拓者建物	名古屋及熊本事務所管内 完成建物54棟	110,983.95
貯蔵物品	工事用材料其他	70,683.18
仮払金	事業費前渡金其他	167,814.72
預金	銀行預金及振替貯金	9,982,904.32
現金		16,017.78
合計		43,349,554.96

(ウ) 損益計算書 自昭和16年5月15日至昭和17年3月31日

収 入 之 部	
昭和16年度政府補助金	1,861,565.42
内訳	
造成事業補助金	1,833,575.87
移住施設補助金	27,989.55
預金利息	137,549.85
雑収入	2,730.00
合計	2,001,845.27
支 出 之 部	
事業差損	856,169.38
内訳	
造成地(素地買収ニ依ルモノ)譲渡差損	616,489.83
造成地(工事同意ニ依ルモノ)事業費徴収差損	211,690.00
開拓者家屋譲渡差損	13,500.00
共同建造物譲渡差損	14,489.55
設立費	19,349.08
事務所費	808,009.78
合計	1,683,528.24
差引	
当期総益金	318,317.03
内	
建物機械備品銷却費金	40,000.00
再差引	
当期純益金	278,317.03

出典：農地開発営団【昭和16年度事業報告】。

注：表2-3-1~3は、『事業報告』の原表により、そのまま作表した。

表2-3-2 1942年度事業報告(1942年4月1日~1943年3月31日)

(ア) 貸借対照表 昭和18年3月31日現在

資 産 (借方)		負 債 (貸方)	
未払込資本	15,000,000.00	資本金	30,000,000.00
土地	108,948.76	法定準備金	30,000.00
建物	169,332.86	配当準備金	30,000.00
機械	1,029,961.47	造成事業償却積立金	5,772,278.80
及	605,011.41	改良事業償却積立金	873,803.52
器	3,905,293.25	改良事業納付金	841,950.00
品	332,605.51	造成事業補助金	9,814,062.30
地	829,172.62	改良事業補助金	1,653,396.48
物	4,122,303.28	開拓者施設補助金	486,779.38
費	17,268,977.97	短期借入金	959,550.00
費	1,743,137.03	未払受金	1,152,106.08
業	28,661.88	仮受金	44,038.53
費	105,567.94	預り保証有価証券	17,522.00
定	243,531.61	預り保証証金	5,000.00
品	411,377.32	職員退職給与積立金	50,000.00
券	17,522.00		
金	2,077,137.94		
金	61,794.63		
金	2,944,172.12		
金	118,408.47		
金	607,569.02		
合 計	51,730,487.09	合 計	51,730,487.09

(イ) 財産目録 昭和18年3月31日現在

資産之部		
科 目	摘 要	金 額
未 払 込 資 本 金	30万口 1口ニ付未払込金50円 政府 15万口 金750万円 日本勧業銀行 10万口 金500万円 産業組合中央金庫 5万口 金250万円	15,000,000.00
土 地 建 物	札幌、新潟、岡山、熊本事務所用並宿舍用地1750坪1合6勺 札幌、新潟、岡山、熊本事務所用並宿舍用建物12棟延1019坪7合9勺	108,948.76 169,332.86
機 械 及 器 具	工場用運搬及操重機械外7種	1,029,961.47
備 讓 渡 造 成 地	金庫、電話外37種 譲渡完備ノ造成地(素地買取ニ依ルモノ) 田229町4反、畑1765町6反、其他174町4反7畝1歩	605,011.41 3,905,293.25
費 用 徴 収 造 成 地	事業費徴収造成地 田180町9反2畝8歩、畑152町4反	332,605.51
開 拓 者 施 設 物	完成開拓者家屋363戸、完成共同建造物50棟	829,172.62
素 地 費	事業用買取地 8134町2畝25歩	4,122,303.28
造 成 事 業 費	譲渡未完備270地区ニ対スル事業費	17,268,977.97
改 良 事 業 費	阿賀野川外5個所農業水利改良事業費	1,743,137.03
受 託 造 成 事 業 費	三好地区外1個所事業費	28,661.88
開 拓 者 建 物 建 設 費	札幌事務所外5事務所管内45棟分未完成事業費	105,567.94
営 農 勘 定 品 貯 蔵	営農用機械器具其他 工事用材料其他	243,531.61 411,377.32
保 管 有 価 証 券	三分半利国庫債券外6種額面1万7535円	17,522.00
仮 払 金	事業費仮払金其他	2,077,137.94
振 替 貯 金		61,794.63
預 金	特別当座預金270万4412円41銭 当座預金23万9759円71銭	2,944,172.12
現 金		118,408.47
合 計		51,122,918.07
負債之部		
科 目	摘 要	金 額
法 定 準 備 金	定款第37条ニ依ル準備金	30,000.00
配 当 準 備 金	出資配当準備金	30,000.00
造 成 事 業 償 却 積 立 金	造成事業補助金ノ内積立	5,772,278.80
改 良 事 業 償 却 積 立 金	改良事業補助金全額積立	873,803.52
改 良 事 業 納 付 金	阿賀野川外1個所ノ県並地元負担金	841,950.00
造 成 事 業 補 助 金	政府補助金利益繰入残額	9,814,062.30
改 良 事 業 補 助 金	政府補助金利益繰入残額	1,653,396.48
開 拓 者 施 設 補 助 金	政府補助金利益繰入残額	486,779.38
短 期 借 入 金	農地開発債券応募予約金	959,550.00
未 払 金	事業費其他	1,152,106.08
仮 受 金	納税引当金其他	44,038.53
預 り 保 証 有 価 証 券	三分半利国庫債券外6種額面1万7535円	17,522.00
預 り 保 証 金	工事請負契約保証金	5,000.00
職 員 退 職 給 与 積 立 金		50,000.00
合 計		21,730,487.09
差 引 純 財 産		29,392,430.98

(ウ) 損益計算書 自昭和17年4月1日至昭和18年3月31日

利 益	金 額	損 失	金 額
造成事業補助金	6,610,361.83	事務所費	1,140,422.37
改良事業補助金	873,803.52	支払利息	1,784.79
開拓者施設補助金	155,231.07	営農支出	283,272.82
営農収入	52,401.11	造成地追加事業費	169,436.80
預金利息	120,398.00	開拓者施設物追加事業費	3,560.00
雑益	18,045.48	造成地災害復旧費	24,420.00
計	7,830,241.01	開拓者施設物災害復旧費	16,935.09
前年度繰越金	66,399.23	備品償却	20,231.00
		建物償却	12,833.00
		開拓者施設物償却	155,231.07
		造成事業償却積立金繰入	5,772,278.80
		改良事業償却積立金繰入	873,803.52
当期損失金	607,569.02	職員退職給与積立金繰入	30,000.00
合計	8,504,209.26	合計	8,504,209.26

出典：農地開発営団「昭和17年度事業報告」。

表2-3-3 1943年度事業報告 (1943年4月1日～1944年3月31日)

(ア) 貸借対照表 昭和19年3月31日現在

資 産 (借方)		負 債 (貸方)	
未払込資本金	15,000,000.00	資 本 金	30,000,000.00
債券発行差金	92,180.20	法定準備金	30,000.00
土地建物	140,389.78	配当準備金	30,000.00
機械器具役畜品	279,422.64	造成事業償却積立金	13,874,300.69
備渡造成地	1,160,319.83	改良事業償却積立金	2,662,053.37
費用徴収造成地	493,936.57	造成事業補助金	4,821,440.41
開拓者施設物	3,128,949.36	改良事業補助金	975,146.63
素地	136,884.10	土地改良補助金	431,010.00
造成事業費	1,215,845.14	開拓者施設補助金	1,222,746.35
改良事業費	9,423,346.07	納付金	1,821,254.00
土地改良事業費	31,529,342.72	土地改良地元負担金	91,939.36
受託土地改良事業費	5,292,142.77	受託土地改良県負担金	650,000.00
開拓者建物建設費	5,086,682.20	短期借入金	18,233,250.00
管理資産	176,948.00	債券発行高	5,000,000.00
貯蔵品	95,269.26	未払利息	1,758,787.53
保管有価証券	426,190.76	仮受金	52,882.12
仮払金	299,501.18	預り保証有価証券	536,355.62
未経過支払利息	619,038.68	預り保証金	20,122.00
預け金	20,122.00	職員退職給与積立金	5,452.51
現損	2,086,285.81		80,000.00
	100,210.00		
	2,878,609.80		
	188,180.55		
	2,426,943.17		
合計	82,296,740.59	合計	82,296,740.59

(イ) 財産目録 昭和19年3月31日現在

資産之部

科 目	摘 要	金 額
未 払 込 資 本 金	30万口 1口ニ付未払込金50円 政府 15万口 金750万円 日本勸業銀行 10万口 金500万円 農林中央金庫 5万口 金250万円	15,000,000.00
債 券 発 行 差 金	政府保証第1回農地開発債券発行高500万円ニ対スル価格較差及発行費	92180.20
土 地 建 物	札幌、仙台、新潟、岡山、熊本事務所用並宿舍用地252坪1合6勺 札幌、仙台、新潟、岡山、熊本事務所用並宿舍用建物19棟延1464坪4合1勺	140,389.78 279,422.64
機 械 器 具 役 畜 品	工場用運搬及操重機械外六種 金庫電話外四拾六種	1,160,319.83 493,936.57
讓 渡 造 成 地	讓渡完備ノ造成地(素地買取ニ依ルモノ) 田186町4反9畝21歩、畑1354町6反3畝4歩、其他172町4反7畝1歩	3,128,949.36
費 用 徴 収 造 成 地	事業費徴収造成地 田75町5反、畑82町9反5畝4歩	136,884.10
開 拓 者 施 設	完成開拓者家屋535戸、完成共同建造物73棟	1,213,845.14
素 地 費	事業用買取地 14544町1畝28歩	9,423,346.07
改 良 事 業 費	讓渡未完備278地区ニ対スル事業費	31,529,342.72
土 地 改 良 事 業 費	阿賀野川外六箇所農業水利改良事業費	5,292,142.77
受 託 造 成 事 業 費	政府第二次食糧増産対策ニ基ク土地改良事業費172地区分	5,086,682.20
受 託 土 地 改 良 事 業 費	三好地区外2箇所事業費	176,948.00
開 拓 者 建 物 建 設 費	静岡県ヨリ委託受土地改良事業費	95,269.26
管 理 資 産	札幌事務所外六事務所管内並三本木松出張所分未完成開拓者建物事業費	426,190.76
貯 蔵 品	管理用機械器具其他	299,501.18
保 管 有 価 証 券	工用材料其他	619,038.68
仮 払 金	三分利国庫債券外8種額面2万130円	20,122.00
未 經 過 支 払 利 息	事業費仮払金其他	2,086,285.81
預 金	短期借入金9口ニ対スル未経過割引料	100,210.00
現 金	特別当座預金229万2604円11銭 当座預金54万5615円39銭 振替貯金4万390円30銭	2,878,609.80
合 計		188,180.55
合 計		79,869,797.42

負債之部

科 目	摘 要	金 額
法 定 準 備 金	定款第37条ニ依ル準備金	30,000.00
配 当 準 備 金	出資配当準備金	30,000.00
造 成 事 業 償 却 積 立 金	造成事業補助金積立	13,874,300.69
改 良 事 業 償 却 積 立 金	改良事業補助金積立	1,662,053.37
造 成 事 業 補 助 金	政府補助金利益繰入残額	4,821,440.41
改 良 事 業 補 助 金	政府補助金利益繰入残額	975,146.63
土 地 改 良 補 助 金	土地改良事業補助金交付受領	431,010.00
開 拓 者 施 設 補 助 金	政府補助金利益繰入残額	1,222,746.35
納 付 金	農業水利改良事業費ニ対スル県並地元負担金	1,821,254.00
土 地 改 良 地 元 負 担 金	土地改良事業費ニ対スル地元負担金	91,939.36
受 託 土 地 改 良 県 負 担 金	受託土地改良事業費ニ対スル県負担金	650,000.00
短 期 借 入 金	手形借入金1750万円 農地開発債券応募予約金73万3250円	18,233,250.00
債 券 発 行 高	第1回政府保証農地開発債券発行高	5,000,000.00
未 払 金	事業費其他	1,758,787.53
未 払 利 息	第1回政府保証農地開発債券並農地開発債券応募予約金ニ対スル既経過利息	52,882.12
仮 受 金	職員分類所得税其他	536,355.62
預 り 保 証 有 価 証 券	三分利国庫債券外8種額面2万130円	20,122.00
預 り 保 証 金	工事請負契約保証金	5,452.51
職 員 退 職 給 与 積 立 金		80,000.00
合 計		52,296,740.59
差 引 純 財 産		27,573,056.83

(ウ) 損益計算書 自昭和18年4月1日至昭和19年3月31日

利 益	金 額	損 失	金 額
造成事業補助金	8,102,021.89	事務所費	1,177,097.07
改良事業補助金	1,788,249.85	支払利息	375,364.48
開拓者施設補助金	83,033.03	管理支出	410,442.44
土地改良奨励事務費	153,076.00	追加事業費	186,136.23
災害復旧補助金	10,559.00	災害復旧費	70,673.86
管理収入	162,482.82	諸償却	45,887.79
造成地更正益金	157,790.22	開拓者施設物償却	83,033.03
預金利息	68,180.41	造成地更正損金	109,291.66
雑益	40,155.69	造成事業償却積立金繰入	8,102,021.89
計	10,565,548.91	改良事業償却積立金繰入	1,788,249.85
		職員退職給与積立金繰入	30,000.00
		雑損	6,724.76
		計	12,384,923.06
損 失 金	2,426,943.17	前年度繰越金	607,569.02
合 計	12,992,492.08	合 計	12,992,492.08

出典：農地開発営団「昭和18年度事業報告」。

表3-2 第2次食糧増産緊急対策土地改良事業量

単位：町

	暗渠排水	客土	小用排水			開田	合計	昭和18年田面積に対する合計の割合	昭和18年田面積
			一冬作業	二冬作業	計				
青森	8,000	5,000	3,000	3,000	6,000	90	19,090	26%	73,471
岩手	8,390	2,580	8,040	8,510	16,550	370	27,890	40%	69,064
宮城	8,500	3,980	4,340	10,680	15,020	100	27,600	26%	104,972
秋田	12,500	5,000	10,500	10,500	21,000	50	38,550	33%	115,689
山形	10,000	4,120	11,914	9,369	21,283	170	35,573	35%	102,270
福島	10,000	6,290	2,430	13,580	16,010	200	32,500	31%	105,362
茨城	6,420	910	6,650	13,400	20,050	65	27,445	29%	96,118
栃木	7,620	5,140	2,590	3,080	5,670	35	18,465	24%	78,418
群馬	4,500	1,950	10,400	19,700	30,100	200	36,750	106%	34,537
埼玉	1,770	1,080	8,150	14,540	22,690	15	25,555	38%	67,962
千葉	5,060	4,390	4,760	17,830	22,590	40	32,080	29%	109,679
東京	80	250	290	510	800	100	1,230	16%	7,606
神奈川	2,410	1,580	1,380	1,720	3,100	50	7,140	38%	18,800
新潟	5,940	3,310	5,190	4,790	9,980	100	19,330	10%	184,929
富山	7,500	2,240	2,560	11,150	13,710	70	23,520	29%	80,748
石川	7,010	830	3,850	3,850	7,700	35	15,575	28%	55,443
福井	6,250	1,240	1,180	4,800	5,980	25	13,495	27%	50,316
山梨	1,600	410	2,110	4,340	6,450	85	8,545	44%	19,531
長野	8,160	1,240	4,240	9,890	14,130	500	24,030	32%	75,943
岐阜	6,080	1,080	2,170	4,220	6,390	300	13,850	21%	65,989
静岡	7,820	2,400	7,830	8,580	16,410	85	26,715	46%	58,656
愛知	6,420	1,080	5,600	6,650	12,250	120	19,870	21%	94,710
三重	4,810	500	3,310	1,560	4,870	55	10,235	15%	70,359
滋賀	3,070	410	4,934	7,710	12,644	65	16,189	24%	67,957
京都	2,410	410	670	1,440	2,110	160	5,090	12%	41,342
大阪	1,930	2,070	14,500	3,190	17,690	35	21,725	52%	41,776
兵庫	3,800	1,910	12,070	12,390	24,460	55	30,225	29%	103,882
奈良	2,017	750	1,540	4,200	5,740	5	8,512	26%	32,272
和歌山	640	990	840	840	1,680	10	3,320	11%	30,239
鳥取	2,110	1,240	4,200	7,830	12,030	40	15,420	46%	33,355
島根	4,245	1,490	5,030	7,460	12,490	95	18,320	33%	55,651
岡山	8,020	3,310	10,960	15,030	25,990	70	37,390	42%	88,396
広島	14,450	2,320	10,020	9,290	19,310	40	36,120	48%	75,218
山口	15,034	500	6,010	9,940	15,950	25	31,509	41%	77,080
徳島	740	660	3,380	3,870	7,250	260	8,910	31%	29,054
香川	1,240	580	8,400	5,600	14,000	15	15,835	40%	39,230
愛媛	2,500	1,400	4,070	2,852	6,922	40	10,862	25%	42,871
高知	2,000	1,240	3,640	5,950	9,590	65	12,895	38%	34,035
福岡	1,600	1,570	12,140	11,880	24,020	70	27,260	25%	109,550
佐賀	1,290	4,180	5,710	8,500	14,210	150	19,830	36%	55,141
長崎	1,200	1,160	4,200	2,870	7,070	70	9,500	29%	33,117
熊本	4,010	1,740	2,800	1,580	4,380	45	10,175	13%	79,674
大分	3,210	750	3,640	1,680	5,320	25	9,305	16%	58,437
宮崎	2,410	2,400	7,560	4,550	12,110	300	17,220	36%	47,881
鹿児島	4,650	990	4,850	6,730	11,580	75	17,295	27%	63,169
沖縄	160	330	2,410	3,620	6,030	150	6,670	104%	6,441
計	229,576	89,000	246,058	325,251	571,309	4,725	894,610	30%	2,986,340

出典：『耕地』17-10、1943年。

注：1）原資料は「昭和18年9月11日付18農政第17346号農林次官ヨリ都道府県知事宛通牒」。

2）暗渠排水と小用排水との重複は無視している。

3）農地開発営団の分は含んでいない。

表3-6-1 昭和15年度各府県耕地事業関係予算調

単位：円

	耕地整理及 土地改良	用排水幹線 改良	開墾	暗渠排水・ 床締・客土	農用公共施 設	災害	其他	計
青森	122,254	343,915	569,427	50,138	22,577	178,861		1,287,172
岩手	119,329	393,512	732,571			217,600		1,463,012
宮城	38,018	1,117,879	436,542	15,135	12,452	144,329		1,764,355
秋田	134,994	928,980	803,191	293,454	69,382	359,214		2,589,215
山形	130,436	995,819	372,646	28,100	74,541	305,668	3,000	1,910,210
福島	186,072	1,602,744	190,106	36,390	43,853	274,953	35,173	2,369,291
茨城	57,492	268,468	329,520			614,236	8,000	1,277,716
栃木	39,007	461,585	514,450	16,136	16,425	344,306	50	1,391,959
群馬	30,787	213,550	411,261	3,556	18,490	209,922	339	887,905
埼玉	79,151	1,135,509	174,149	4,440	32,200	133,660	10,992	1,507,101
千葉	103,170	318,566	327,394	7,670	6,760	696,444	490	1,453,734
東京	52,439	498,000	72,020	2,888	12,730	62,208	650	700,935
神奈川	71,248	308,976	327,172	44,473	31,995	714,100	4,900	1,502,864
新潟	57,846	670,522	300,557		7,858	905,517		1,942,300
富山	91,799	2,034,325	352,991	18,985	29,200	1,041,614		3,568,914
石川	48,114	164,880	89,430	23,276	104,308	678,055	7,814	1,115,877
福井	40,102	460,848	191,162	2,304	100,000	196,712	1,496	992,624
山梨	55,523	337,848	213,234	6,026	10,020	70,890		693,541
長野	69,733	399,285	607,016	8,793	33,754	769,587	59,264	1,947,432
岐阜	37,907	288,107	283,775			666,795		1,276,584
静岡	41,402	179,800	94,389	18,000	91,700	222,683	252	648,226
愛知	175,174	513,634	162,947	16,652	40,000	286,789	13,415	1,208,611
三重	49,974	425,706	391,854	7,542	71,662	687,651	54,272	1,688,661
滋賀	108,966	1,114,750	67,522	9,378	18,400	695,905	350	2,015,271
京都	67,673		299,750	4,524	10,000	716,067	13	1,098,027
大阪	58,056	353,480	93,390	2,086	130,256	641,779		1,279,047
兵庫	59,413	103,187	69,437	2,500	67,962	2,686,271	900	2,989,670
奈良	31,627	98,000	69,500	5,758	37,499	506,233	2,000	750,617
和歌山	27,807	193,200	14,088	2,175	106,915	150,616		494,801
鳥取	12,949	248,720	80,286	5,100		624,743	137,951	1,109,749
島根	25,330	227,000	101,964	6,772	10,720	3,039,167	7,335	3,418,288
岡山	17,344	836,586	246,107	5,350	35,388	2,382,811		3,523,586
広島	67,191	517,681	118,033	14,080	6,589	3,368,157		4,091,731
山口	1,034,130	1,296,978	256,127	40,134	81,390	1,463,626		4,172,385
徳島	23,793	365,975	256,785	12,896	9,250	522,913	250	1,191,862
香川	20,528	615,406	60,072	3,167	2,920	779,094	2,670	1,483,857
愛媛	72,952	841,372	201,304	12,106		1,024,035	475	2,152,244
高知	18,498	224,614	306,008	13,791	5,916	294,884		863,711
福岡	143,314	918,948	385,791		10,750	879,928	990	2,339,721
佐賀	61,716	386,765	2,063,833	5,496	15,200	781,340	250	3,294,600
長崎	44,085	232,933	580,705	10,158	168,593	1,057,804		2,094,278
熊本	42,737	1,057,699	380,444	11,032	1,200	366,477		1,859,589
大分	44,822	120,246	198,392			166,112	250	529,822
宮崎	57,831	326,969	794,572	6,270	15,910	526,647	364	1,728,563
鹿児島	42,181	107,765	329,443	9,616	11,724	555,404		1,056,133
沖縄	108,747	76,582	339,807			85,006		610,142
合計	4,023,661	24,327,314	15,261,164	786,347	1,569,729	33,096,813	353,905	79,418,933

備考 本調査は各府県耕地事業関係科目別歳出予算を事業別に分類せるものなり。

出典：『耕地』14-12、1940年。

注：原表の不整合は修正した。

表3-6-2 昭和16年度各府県耕地事業関係予算調

単位：円

	耕地整理 及土地改良	開墾	用排水幹 線改良	農用公共 施設費	暗渠排水・ 床締・客土	米穀増産 施設費	災害	その他	計
青森	50,492	469,134	530,121	2,552	9,250	168,574	229,368	100	1,459,591
岩手	44,443	23,200	1,600				135,880	114,337	319,460
宮城	39,134	618,952	953,728	47,548	514,433	225,230	27,700		2,426,725
秋田	65,693	707,084	805,822			393,498	311,435	124,963	2,408,495
山形	59,139	90,864	1,059,349	23,804	49,994	132,601	252,241	3,000	1,670,992
福島	147,998	350,572	1,104,491			318,329	375,576	25,291	2,322,257
茨城	59,063	28,000	310,533			127,640	739,984	6,500	1,271,720
栃木	37,174	253,357	260,013	81,098	59,734		320,682	50	1,012,108
群馬	33,430	194,704	547,854	14,000		183,481	251,643	339	1,225,451
埼玉	91,429	73,608	997,973			72,700	214,753	10,538	1,461,001
千葉	88,467	143,136	443,880	51,708	77,000	192,663	1,351,488	43,840	2,393,182
東京	54,930		491,490		5,406	33,601		650	586,077
神奈川	88,575	126,680	977,466	6,900	6,747	284,936	466,465	6,603	1,964,372
新潟	51,817	111,603	582,009	16,813		279,045	1,434,976		2,476,263
富山	70,000	24,835	1,544,624	205,861		116,293	430,162		2,391,775
石川	52,853	59,093	282,293	54,294	6,270	79,292	539,773	720	1,074,588
福井	172,914	32,714	136,926	11,200	2,560	106,854	197,219	1,772	662,159
山梨	43,909	43,693	169,380			86,323	11,000		354,305
長野	48,421	370,200	613,475			276,874	790,345	288	2,099,603
岐阜	67,093	555,809	400,923			99,160	582,826		1,705,811
静岡	95,822	91,924	1,814,943		26,368	117,456	290,424	252	2,437,189
愛知	202,097	80,601	427,004	124,467	15,000		262,216		1,111,385
三重	114,319	315,179	643,793	41,323	100,836	275,256	509,010		1,999,716
滋賀	52,854	125,000	871,350	65,252		117,518	465,709		1,697,683
京都	61,699	79,031	216,483			124,470	467,900		949,583
大阪	98,975	3,800	174,787	111,120		28,545	344,771		761,998
兵庫	67,001	49,900	441,290	411,292	10,378	104,258	810,512	10,750	1,905,381
奈良	31,315	12,234	187,000	41,815	6,202	15,650	382,198	2,000	678,414
和歌山	28,340	21,212	111,000	35,589		20,628	103,166	46,668	366,603
鳥取	11,807	34,533	481,842	85,475	5,100	112,598	340,861	162	1,072,378
島根	43,039	107,802	1,495,873			73,368	459,565	3,240	2,182,887
岡山	52,396	90,347	2,048,020			98,732	320,684		2,610,179
広島	84,641	116,925	659,654	626,162		143,395	378,869		2,009,646
山口	53,708	54,822	1,128,104	227,006	45,062	360,102	150,000		2,018,804
徳島	22,110	260,442	1,361,423	17,556	2,929	227,602	426,678	2,700	2,321,440
香川	19,538	13,540	794,863	51,350	4,122	11,596			895,009
愛媛	33,593	27,316	726,885	51,298		68,419	464,290	475	1,372,276
高知	39,872	73,370	335,260		4,403	175,420	137,552		765,877
福岡	392,345	65,396	795,860			144,004	107,226	990	1,505,821
佐賀	83,542	1,245,419	723,775	117,562	13,528	81,197	46,746	250	2,312,019
長崎	37,657	336,405	787,905	195,651		79,760			1,437,378
熊本	41,945	84,753	1,133,344			159,020	462,280		1,881,342
大分	43,507	22,478	457,233	10,414	9,046	58,570	103,760	250	705,258
宮崎	56,929	533,864	523,050			102,422	456,410		1,672,675
鹿児島	41,417	35,400	472,509	9,176		83,682	618,343		1,260,527
沖縄	261,019	530,322				7,475	117,449		916,265
合計	3,438,461	8,689,253	31,027,200	2,738,286	974,368	5,968,237	16,890,135	406,728	70,132,668

出典：『耕地』16-3、1942年。

注：原表の不整合は修正した。

表3-6-3 昭和17年度各府県耕地事業関係予算調

単位：円

	耕地整理及 土地改良	開墾	用排水幹 線改良	農用公共施 設	暗渠排水・床 締・客土・地下 資源開発	災害	その他	計
青森	291,756.00	504,321.00	451,200.00	4,594.00	28,802.00	224,400.00		1,505,073.00
岩手	78,682.00	240,489.00	731,483.00			339,291.00	379.00	1,390,324.00
宮城	41,745.00	521,672.00	743,871.00	4,268.00	452,899.00	459,578.00		2,224,033.00
秋田	53,733.00	356,548.00	295,530.00	4,095.00	142,433.00	227,625.00		1,079,964.00
山形	40,416.00	45,973.00	949,841.00	6,184.00	41,024.00	310,760.00	3,000.00	1,397,198.00
福島	185,580.00	326,614.00	422,920.00			890,730.00	175.00	1,826,019.00
茨城	46,710.00	130,121.00	681,806.75	6,360.00	15,586.00	2,618,621.33		3,499,205.08
栃木	66,824.00		554,173.00	40,000.00	31,583.00	873,349.00	50.00	1,565,979.00
群馬	59,764.00	105,663.00	749,970.00	14,000.00		189,410.00	25,279.00	1,144,086.00
埼玉	103,390.00	24,781.00	957,718.00			225,202.00	33,477.00	1,344,568.00
千葉	103,030.00	186,590.00	835,629.00	60,326.00	76,521.00	1,247,801.00	29,306.00	2,539,203.00
東京	78,709.00		485,490.00			177,611.00	650.00	742,460.00
神奈川	604,708.00	22,900.00	706,500.00	20,000.00	3,069.00	409,683.00	500.00	1,767,360.00
長野	140,580.00	12,910.00	1,333,100.00			1,016,635.00	288.00	2,503,513.00
新潟	51,126.00	61,940.00	430,142.00			1,182,352.00		1,725,560.00
富山	96,442.00	23,803.00	2,258,583.98	50,000.00		1,103,619.08		3,532,448.06
石川	36,973.00	115,287.00	209,818.00	78,594.00	186,430.00	253,155.00	720.00	880,977.00
福井	112,674.00	473,329.00	184,978.00	562,514.00	477,715.00	39,184.00		1,850,394.00
山梨	75,955.00	10,190.00	349,285.00	5,000.00		75,406.00		515,836.00
岐阜	85,514.00	158,074.00	848,126.00	10,000.00		690,538.00		1,792,252.00
静岡	37,103.00	39,268.00	1,653,274.49	110,414.00	2,300.00	738,307.54	252.00	2,580,919.03
愛知	299,934.00	119,156.00	1,558,348.35	110,166.58	5,500.00	236,670.62	950.00	2,330,725.55
三重	110,855.00	487,826.00	573,270.00	130,925.00	215,090.00	742,411.00		2,260,377.00
滋賀	48,832.00	48,236.00	1,246,760.00	20,442.00	15,960.00	108,887.00		1,489,117.00
京都	151,796.00	33,528.00	94,000.00			448,885.00		728,209.00
大阪	74,075.00	4,800.00	674,676.36	43,455.00		201,223.00		998,229.36
兵庫	109,558.00	15,667.00	647,700.00	255,337.00	15,152.00	1,184,924.00	810.00	2,229,148.00
奈良	29,226.00	14,078.00	173,500.00	13,460.00	8,976.00	217,031.00	2,000.00	458,271.00
和歌山	23,495.00	29,391.00	302,500.00	70,685.00	76,610.00	109,114.00	52,850.00	664,645.00
鳥取	29,636.00	124,811.59	1,053,508.55	77,297.38		275,089.27	142.00	1,560,485.79
島根	314,494.53	74,091.84	720,185.66			718,402.47	3,140.00	1,830,314.50
岡山	42,748.00	32,635.00	2,157,062.00	380,711.00		427,804.00		3,040,960.00
広島	67,099.00	188,376.00	1,058,331.51	509,499.00	41,752.00	605,338.45		2,470,395.96
山口	135,709.00	100,654.00	1,284,168.00	316,000.00	4,000.00	540,116.00		2,380,647.00
徳島	22,261.00	99,812.00	1,071,373.16	363,943.00	2,929.00	230,853.00	250.00	1,791,421.16
香川	18,226.00	6,694.00	1,478,151.26	54,193.08		155,112.30		1,712,376.64
愛媛	87,024.00		357,004.00			110,069.00	475.00	554,572.00
高知	52,954.00	285,165.00	282,872.00	170,083.00	436,522.00	79,504.00		1,307,100.00
福岡	339,174.00	71,301.00	1,333,030.00			753,364.00	990.00	2,497,859.00
佐賀	47,086.00	1,708,215.00	338,250.00	41,443.00		392,070.00	250.00	2,527,314.00
長崎	405,525.00	307,160.00	344,181.00	6,700.00		140,164.00	91,270.00	1,295,000.00
熊本	52,161.00	130,178.00	2,061,029.17	28,607.25	15,286.00	266,236.41		2,553,497.83
大分	78,810.00	193,906.00	635,485.00	11,794.00	82,500.00	645,332.00	250.00	1,648,077.00
宮崎	114,843.00	326,151.00	237,539.00			880,434.00		1,558,967.00
鹿児島	98,878.00	581,034.00	562,751.00	175,409.00	197,284.00	834,371.00	3,440.00	2,453,167.00
沖縄	14,240.00	357,852.00		17,480.00	2,428.00	97,817.00		489,817.00
合計	5,160,053.53	8,701,191.43	36,079,115.24	3,773,979.29	2,578,351.00	23,694,480.47	250,893.00	80,238,063.96

出典：『耕地』17-3、1943年。

注：原表の不整合は修正した。

表3-7 第2次食糧増産対策と小作料問題

	摘 要
北海道	酒庁の方針 ①改良費全額地主負担の場合 小作料値上げ許可 ②改良費全額小作人負担の場合 小作料値上げ不許可、改良による有益費の請求なし。 ③改良費共同負担の場合 小作料値上げ不許可、改良による有益費の請求なし。
青森	小作料値上げは認めない方針。
岩手	(記載なし)
宮城	経費は原則として地主負担であるが、本事業が地主小作の協力により施行する趣旨であるので、小作も1割5分程度を分担する。増収は反当り1斗ー3斗程度。本事業に用いた資材、工事施工方法などから増収効果について未だ判断としない。従って、値上げの事例なし。
秋田	農政課長の通牒もあり小作料統制令第3条但書の申請もない。実質的には小作料の低下を見たものと思われる。
山形	特記することなし。
福島	昭和18年12月29日各市町村長に、地主には工事費の負担、小作には労力の提供を勧奨、地主小作相協力して実施し小作料値上をしないこととの通牒を發したため、小作料値上げはない。地主に土地改良による地価の向上、契約小作料の完納といった利益のあることを説いて、小作料値上げなき様要請。従って、今のところ小作料値上げ問題は右頭せず。しかし、土地改良による二毛作可能地域でこの問題が再燃する時期が来ると思われる。
栃木	影響なし。
群馬	大なる影響なし。
埼玉	(記載なし)
千葉	影響なし。
東京	なし。
神奈川	影響なし。
新潟	小作料低下の傾向に対し制動的影響を有す。又、実納小作料の増加をみると思われる。
富山	地主負担工事費については、地主負担、地主小作折半、小作負担と三様あり。地方事情により一定しないが、小作負担が多い。県としては、地主負担の場合にも、高率補助があること、永久的効力をもつ施設でないことを理由に小作料値上げを抑制する方針。小作料には影響ない見込み。
石川	(記載なし)
福井	工事費は地主負担としそれを理由として小作料引上げは認めない方針。増収により小作料減免要求は減少する見込み。地主には工事費負担による小作料値上げを要求するものあり。従って、実納小作料低下の傾向は阻止されるところと思われる。
山梨	影響なし。
長野	一部地主には小作料の増徴、小作人に対する事業費の分担を要望するものもあるが、趣旨の徹底により解消。
岐阜	当初一部地主には小作料値上げの意向もあったが、小作料引上げをなさざるよう指導奨励せり。その結果、小作料には影響ないが、地主の態度には尚積極的ならざるの嫌いあり。
静岡	土地改良により小作料増額要求をする地主、あるいは小作料統制に土地改良が支障をきたす事例などあり。特に、県庁耕地課員、市町村長中には小作料統制が土地改良に支障ありとし実施を拒み、甚だしきは反対するものあり。
愛知	土地改良と小作料値上げとは関係あるも、現下の情勢下では小作料引上げは目下のところ見られず。
三重	改良費は専ら地主負担であるが、それを理由として小作料引上げをなさざるよう指導。そのため小作料の値上げは見られぬ。一部地主には小作に負担を転嫁することを希望するものもいる。
滋賀	一部地主には小作料増額を希望するものもいるが、農政課長・耕地課長連名の通牒の趣旨により、小作料統制令第3条但書の許可は認めない方針。従って、小作料に及ぼす影響はなし。

表 3-7 第 2 次食糧増産対策と小作料問題 (続)

	摘 要
京都	地主においては小作料引下げ反対の絶好の口実となる。
大阪	特記すべき事項なし。
兵庫	未だ事業完成による顕著なる効果表れざる為小作料には影響なし。
奈良	小作料を増額すべし等の意見もあるが、土地改良費は地主負担と定め、かつ県費で1割補助をして地主負担は2割5分なるゆえに、小作料に及ぼす影響なし。
和歌山	なし。
鳥取	影響なし。かえって小作料が支払いやすくなると思われる。
島根	本県では小作料適正化事業を実施しているので、本事業の結果、土地返還要求もなく、小作料減免要求も減少すると思われる。
岡山	土地改良事業を昨年以來急速に進めているが、小作料に及ぼす影響は認められない。
広島	一部地主間に不平があったが、県としては小作料の引上げを認めない方針を堅持し強力に指導。小作料には影響なし。
山口	(記載なし)
徳島	小作料引上げを希望する地主もあるも、小作料統制令第3条但書による引上げの対象として認めず。
香川	土地改良の結果の小作料の値上げはないものと思われる。
愛媛	東予地方の慣行小作権地帯の一部を除き、費用の全部若しくは大部分を地主が負担。小作は労力を提供。地主小作一体となりて事業を協力実施。小作料の変動はないが、減免率が若干縮小すると思われる。
高知	本事業により二宅作が可能となり、増収が見込まれる地域があるが、本事業に対する経費は国の助成金、労力奉仕などにてその大部分を経理しえるゆえに地主の負担は僅少である。小作料問題なし。
福岡	(記載なし)
佐賀	地主は土地改良により小作料統制令第3条但書で小作料の値上げを企図するも、県としては小作料値上げを認めず。小作は小作料増額を伴う土地改良は他に収入の途あるとして嫌気している。
長崎	小作料の値上げはないが、不作減免条件の未確立の一部地域では事実上小作負担が増加するかもしれない。
熊本	地主においては小作料引上げ要求がみられるが、県は不許可の方針。
大分	一部町村では小作料適正化事業を一時延期するものあり。
宮崎	土地改良による増収により小作料の納入は順調になると思われ、あえて小作料を値上げする地主はいないと思われる。
鹿児島	小作料値上げ不可を国家の方針として臨む。小作料にはさしたる影響はないと思われる。
沖縄	影響なし。

出典：農商省農政局農政課【時局政策ノ小作料ニ及ボシタル影響】1944年8月。